



# 熊本県公報

号外 第64号  
令和3年(2021年)  
12月21日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するための家きん等の移動の禁止又は制限の変更…………… (畜産課) 1

## 告 示

### 熊本県告示第1029号の2

令和3年(2021年)12月3日熊本県告示第985号の3(高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するための家きん等の移動の禁止又は制限)を次のとおり変更する。

令和3年(2021年)12月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 禁止の内容

家きん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下同じ。)及び高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれのある物品の移動を禁止する。

#### 2 禁止の期間

令和3年(2021年)12月21日から当分の間

#### 3 禁止の対象となる区域

玉名郡南関町大字今、大字高久野、大字細永、大字関町(字町浦、字堀池園、字防田、字葉山、字町屋敷、字前田、字堂園、字下城、字上城、字堂前、字樽々、字下長谷及び字城ノ原)、大字関東(字白土、字辻、字油田、字堂ノ浦、字菅谷、字長尾、字福山、字障子獄、字瓦屋敷、字番匠田、字古町及び字山ノ谷)、大字関外目(字釘尾及び字湯ノ谷)、大字関村(字西ノ原、字西平、字外輪崎、字平、字石丸、字坊田、字葉山、字上前田、字下前田、字塚原、字下長谷、字釘尾、字湯ノ谷、字石佛、字石場及び字上床)、大字北金丸、字中金丸、字南金丸、字大手原、字藤尾、字蕨尾、字河原田、字八塚、字志水林、字沓掛、字南中山、字中山、字北中山、字畔田、字陣平及び字鍋川)、大字久重尾、字打越、字仲田、字河原田、字白杵尾、字鑢鑢田、字中尾、字中屋敷、字大門、字屏風石、字葭ヶ浦、字松丸、字原山、字栗河内、字十善寺、字落合、字漆添、字津留陣平、字坂本、字古川、字白毛原、字筒井迫、字千本、字土穴、字小場、字松ヶ浦、字陣太郎、字荒平、字藤谷、字荒平、字藤谷、字四ツ枝、字石倉、字蟹門寺、字大久保、字字藤、字井川、字上長田、大字長山(字後田、字小原、字東、字内薬師坂、字草村、字水口、字高平、字櫻上山、字石原、字瀬戸口、字山ノ元、字峯尾、字池ノ浦、字前畑、字津留、字待瀬、字坂口及び字戸ノ口)、大字西豊永(字鳴川、字楠木、字来光寺、字大迫井川、字四王原、字大迫原、字立屋敷、字十五王、字永浦、字四ツ山、字潜迫、字尾、字寺尾、字星ヶ塔、字中ノ尾、字大浦、字西五反田、字厚迫、字北井川、字次郎丸、字原、字受地、字穴ノ下、字塔ノ下、字樫木、字城ノ原、字米田、字久保園、字首入、字京保田、字西原、字樺、字材木、字七十三、字山ノ神及び字鴻ノ巣)、大字小原、大字相谷(字向原、字舞木、字土取及び字堀田)、大字肥猪(字下後田及び字上後田)、大字東豊永(字八貫水、字菰ヶ浦、字鬼次郎、字向原、字猪宮ノ前、字油出、字辺保山、字五反田、字東原、字柴ヶ浦、字桜原、字馬場園、字馬場、字日恵山、字井川谷、字六郎丸、字西ノ前、字タブノキ、字笹原、字熊野原、字井手原、字下尾田、字尾田、字佛迫、字前田、字門田、字陣内、字出口、字西平、字高香、字梅ノ木、字山中河、字高ヶ下、字柴田、字石坂、字宇曾、字山口、字山瀬、字鈴麦、字大床、字市木、字白早稲、字桑水、字南原、字一ノ迫、字廻リ田及び字梅葉諏訪)、大字上坂下(字前、字大坪、字坂下、字八田、字天原、字神免、字明ノ前、字日明、字月ノ原、字星ノ原、字野間、字西ヶ浦、字正面、字慈姑原、字湯ノ木、字平、字道山、字西原、字東久保、字佛地切、字中野間、字松ヶ浦、字三反田、字金剛寺、字水洗、字宮倉、字東原、字池田、字湯ノ原、字外郷、字次郎丸、字辨才、字地藏、字柴尾、字井手、字諏訪郷、字右成目、字國瀬町、字小次郎丸、字登、字西ノ原、字寺浦、字下夕田、字皆田及び字古閑原)、大字下坂下(字宮浦、字宮町、字宮ノ下、字古閑、字東重倉、字城ノ平、字西重倉、字中重倉、字井手原、字平町、

字戸藏丸及び字木坂)及び大字四ツ原(字豊後浦、字徳丸、字大原、字城の字土、字田吹、字前田、字堂ノ元、字古閑原、字五郎丸、字馬場原及び字鬼迫)

- 4 禁止の対象となる家畜、その死体又は物品の種類  
生きた家さん、死亡した家さん及び高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれのある物品
- 5 その他  
詳細については、家畜保健衛生所長の指示に従うこと。